

2015年6月3日

一般質問

杉浦明道

南米開教と真宗の国際化

最初に、南米開教と真宗の国際化について伺います。1952年8月の開教宣言にはじまった南米開教は、今年で63年になります。現在、南米開教区には、ブラジル別院南米本願寺を中心として、南米大陸各地に26ヶ所の寺院や布教所などがあります。そして、その歩みの中で、たくさんの真宗門徒が誕生してきました。しかし、その真宗門徒にとって大きな出来事が起こりました。それは、1990年6月の「入管法(出入国管理及び難民認定法)」の改定でした。

その改定入管法は、日系人の出稼ぎに拍車をかけたと同時に、アジア人労働者に対しても大きな影響を与えました。それは、単純労働者の入国および定住は認めないとする以前からの原則を維持する一方で、日系二世、三世やその家族の就労が合法化されたのです。そのため、合法的な外国人労働者を雇用しようとする企業主側の需要が高まり、ブラジルなどの南米諸国から来日する労働者が急増したのです。改定入管法では、日系二世、三世には、単純労働が認められる身分資格としての「日本人の配偶者等」や新設の「定住者」という在留資格が与えられたからです。

では、なぜ日系人であったのでしょうか。そこには日本人の「血」の問題が見え隠れしています。そのことを端的に示しているのが、1989年11月に、政府自民党の外国人労働者問題特別委員会がまとめた「進めたい日系人の特別受け入れ」に見ることができると思います。そこには、次のような記述があります。「文化、風土の違うアジア人を大量に受け入れると人種差別など摩擦が起こりやすく、単一民族国家が崩れてしまう。・・・しかし日系人ならば、たとえ国籍が違っていても同胞として受け入れやすいはずだ」とあるのです。

このように、改定入管法は、アジア人の排除と同時に日系人や南米開教区の真宗門徒にも大きな影響を与えました。25年間に、のべ200万人を超える日系人やその家族が海を渡ってきたのです。また、2014年末の外国人登録をしてい

るブラジル国籍の人は、全国で 175,410 人です。しかし、25 年前と違うことは、その内の 111,077 人(約 62%) が「永住者」という在留資格であることです。このことの意味するところは、ブラジル国籍の多くの人たちが日本での長期の定住、あるいは、永住を希望しているということではないでしょうか。

さて、私たち宗門は、これまで海を渡ってきた日系人や真宗門徒に対する支援、あるいは関わりを持ってきたでしょうか。確かに、90 年代には、一部の地域においてはそのような動きがありましたが、現在はほとんどないように思います。南米開教の課題とは、南米開教区だけの問題ではなく、日本国内における問題も課題とされねばならないと思います。これこそ、真宗の国際化ということの課題でもあると考えます。

現在、宗門は、ブラジル国籍の日系人や真宗門徒の日本国内の実態について、どのくらい把握されておられるでしょうか。また、それらの人々に対する支援や関わりについて、どのように考えておられるでしょうか。お答えいただきたいと思います。

辺野古支援と非戦平和の声明について

次に、辺野古支援と非戦平和の声明について伺います。宗務総長演説にありましたように、4 月 8 日には、「第 18 回非戦・平和沖縄研修会ならびに沖縄戦 70 周年追弔法会」が開催されました。この沖縄研修には里雄総長も参加され、その「沖縄戦 70 周年追弔法会」の挨拶の中で、総長は、「ここ沖縄においては、米軍基地の問題が、たいへん大きな、深い痛みをともなって、現実的に、問われ続けています」と述べられています。

また、私たち東海ブロックの議員たちも、4 月 21 日から 23 日まで、沖縄研修に参加し、辺野古や米軍基地の島である伊江島などを訪れました。その研修の中で、辺野古新基地建設とは、世界一危険と言われている普天間基地の移転ということではなく、より軍事力を持った新基地建設ということを改めて知らされました。それは同時に、基地の固定化を意味するのです。沖縄戦終決から 70 年、「基地のない島」を願ってきた沖縄の人々の思いを、またしても裏切っ

てよいでしょうか。本土の日本人に安全を提供するために、沖縄の人々から安全を奪ってもよいでしょうか。今なお、日本全体の約74%のアメリカの軍事施設が置かれているという現状を考えれば、おのずと理解されるところでしょう。

そこで、私たち宗門は、辺野古新基地建設に反対を表明している沖縄の人々への支援、また沖縄を見据えた「非戦平和の声明」をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。さらに、もうまもなく、沖縄の人々にとって重要な意味を持つ6月23日がやってきます。いま一度、6月23日に沖縄別院において「沖縄戦70周年追弔法会」を開くべきかと思いますが、いかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

真宗教化センターの相談窓口業務について

次に、真宗教化センターの相談窓口業務について伺います。真宗教化センター「しんらん交流館」で展開する事業の一つとして、相談窓口業務が開設されます。これは、「しんらん交流館」が市民に開かれた運営を期していく上でも重要な業務となると思います。

今回、宗会に提出されました資料「真宗教化センター業務について」にあります相談窓口業務の中には、「2015年度上半期をスタッフ養成の研修期間とし、下半期に窓口開設を目指して、首都圏で展開するココロダイヤルや名古屋別院の老いと病の相談室等との連携、あるいは法律事務所や自死対策支援を行っている窓口等の宗門内外との連携確立の準備を進める」とあります。

そこで、相談窓口業務としては、電話相談、メール相談、面談相談などが考えられますが、相談スタッフとなっていただけの人材はどのように発掘していくのでしょうか。また、スタッフ養成はどのような研修のもと行われるのでしょうか。相談窓口業務はいったん始めたら、とうぜん途中でやめることはできません。ですから、半年ぐらいの研修期間でスタッフ養成をするのではなく、窓口開設の時期を遅らしてでも、きちんとしたスタッフ養成をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、「しんらん交流館」が市民に開かれた運営を期していくということで

あれば、臨床心理士の配置ということも大事ですが、京都弁護士会等との連携
をとり、無料の法律相談にも取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、いかがで
しょうか。以上のことについて、お答えいただきたいと思います。